

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 5月29日

【会社名】 スタンダード・チャータード・ピーエルシー
(Standard Chartered PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 ルーパート・ミンゲイ
(Rupert Mingay, Group Treasurer)

【本店の所在の場所】 連合王国 EC2V 5DD ロンドン市、ベイジングホール・アベ
ニュー1番地
(1 Basinghall Avenue, London EC2V 5DD, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 二 村 佑
弁護士 長 江 俊 輔

【連絡場所】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債
(2015) : 369億円
スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債
(2015) : 931億円
スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債
(2015) : 200億円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年5月13日付で提出した有価証券届出書(平成27年5月25日付および平成27年5月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)の記載事項のうち、利率および発行価額の総額を始めとする発行条件等ならびにその他の未定事項が決定しましたので、関連する事項を下記のとおり訂正するとともに、その添付書類として元引受契約証書(3件)ならびに財務および発行・支払代理契約証書(3件)を提出いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 社債(短期社債を除く。)の募集
- 2 新規発行による手取金の使途
- (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【社債(短期社債を除く。)の募集】

<訂正前>

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債(2015)>

以下には、スタンダード・チャータード・ピーエルシー(以下「発行会社」という。)が発行するスタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債(2015)(以下「本社債」という。)について記載されている。また、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債(2015)>における本社債の未定事項または予定事項は2015年5月下旬頃に決定される予定である。

| 銘柄 | スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債(2015)(注1)(注2) | | |
|----------|---|---------------|------------------------------------|
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は振替社債の総額 | 50億円(予定)(注3) |
| 各社債の金額 | 1億円 | 発行価額の総額 | 50億円(予定)(注3) |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率(%) | (未定) (年0.10%~1.10%を仮条件とする。)(注4) |
| 利払日 | 毎年6月5日および12月5日(注5) | 償還期限 | 2018年6月5日(注6) |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | なし |
| 申込期間 | 2015年5月29日(注7) | 払込期日 | 2015年6月5日(注8) |
| 申込取扱場所 | 別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店 | | |

(中略)

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

(注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間繰り下げられる可能性がある。

(注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(中略)

引受人

| 元引受契約を締結する金融商品取引業者 | | 引受金額 (百万円) | 元引受の条件 |
|--------------------|----|---------------|--------|
| 会社名 | 住所 | | |
| | | | |

| | | | |
|-----------------------|-----------------------|---|---|
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区 丸の内二丁目5番2号 | 共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。 | 本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2015年5月29日（予 定）に調印される元 引受契約に従って共 同主幹事会社により 連帯して買取受け され、一般に募集さ れる。 左記以外の元引受け の条件は未定である が、本社債の条件決 定日に、発行条件と ともに決定される予 定である。 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区 日本橋一丁目9番1号 | | |
| SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区 丸の内三丁目3番1号 | | |
| (以下「共同主幹事会社」と総称する。) | | | |
| 合計 | | 5,000 (予定) | |

財務代理人とその職務

(中 略)

財務代理人の職務の内容

財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社および財務代理人の間の2015年5月29日（予定）付財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関係業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とする。

(中 略)

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債（2015）>

以下には、スタンダード・チャータード・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が発行するスタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債（2015）（以下「本社債」という。）について記載されている。また、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債（2015）>における本社債の未定事項または予定事項は2015年5月下旬頃に決定される予定である。

| 銘 柄 | スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債（2015）（注1）（注2） | | |
|----------|---|-------------------|--|
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は 振替社債の総額 | 50億円（予定）（注3） |
| 各社債の金額 | 1億円 | 発行価額の総額 | 50億円（予定）（注3） |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率（%） | （未定） （年0.20%～1.20%を仮条件 とする。）（注4） |
| 利払日 | 毎年6月5日および 12月5日（注5） | 償還期限 | 2020年6月5日（注6） |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | なし |
| 申込期間 | 2015年5月29日（注7） | 払込期日 | 2015年6月5日（注8） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店 | | |

(中 略)

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

(注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間繰り下げられる可能性がある。

(注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(中 略)

引受人

| 元引受契約を締結する金融商品取引業者 | | 引受金額 (百万円) | 元引受の条件 |
|-----------------------|-----------------------|---|--|
| 会社名 | 住所 | | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区 丸の内二丁目5番2号 | 共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。 | 本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2015年5月29日(予 定)に調印される元 引受契約に従って共 同主幹事会社により 連帯して買取引受け され、一般に募集さ れる。 左記以外の元引受け の条件は未定である が、本社債の条件決 定日に、発行条件と ともに決定される予 定である。 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区 日本橋一丁目9番1号 | | |
| SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区 丸の内三丁目3番1号 | | |
| (以下「共同主幹事会社」と総称する。) | | | |
| 合計 | | 5,000(予定) | |

財務代理人とその職務

(中 略)

財務代理人の職務の内容

財務代理人は、本社債の要項(以下「社債の要項」という。)、発行会社および財務代理人の間の2015年5月29日(予定)付財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とする。

(中 略)

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)>

以下には、スタンダード・チャータード・ピーエルシー(以下「発行会社」という。)が発行するスタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)(以下「本社債」という。)について記載されている。また、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)>における本社債の未定事項または予定事項は2015年5月下旬頃に決定される予定である。

| 銘柄 | スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)(注1)(注2) | | |
|----------|---|---------------|------------------------------------|
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は振替社債の総額 | 50億円(予定)(注3) |
| 各社債の金額 | 1億円 | 発行価額の総額 | 50億円(予定)(注3) |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率(%) | (未定) (年0.50%~1.50%を仮条件とする。)(注4) |
| 利払日 | 毎年6月5日および12月5日(注5) | 償還期限 | 2025年6月5日(注6) |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | なし |
| 申込期間 | 2015年5月29日(注7) | 払込期日 | 2015年6月5日(注8) |
| 申込取扱場所 | 別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店 | | |

(中略)

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

(注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間繰り下げられる可能性がある。

(注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(中略)

引受人

| 元引受契約を締結する金融商品取引業者 | | 引受金額 (百万円) | 元引受の条件 |
|--------------------|----|---------------|--------|
| 会社名 | 住所 | | |
| | | | |

| | | | |
|-----------------------|-----------------------|---|---|
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区 丸の内二丁目5番2号 | 共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。 | 本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2015年5月29日(予 定)に調印される元 引受契約に従って共 同主幹事会社により 連帯して買取受け され、一般に募集さ れる。 左記以外の元引受け の条件は未定である が、本社債の条件決 定日に、発行条件と ともに決定される予 定である。 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区 日本橋一丁目9番1号 | | |
| SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区 丸の内三丁目3番1号 | | |
| (以下「共同主幹事会社」と総称する。) | | | |
| 合計 | | 5,000(予定) | |

財務代理人とその職務

(中 略)

財務代理人の職務の内容

財務代理人は、本社債の要項(以下「社債の要項」という。)、発行会社および財務代理人の間の2015年5月29日(予定)付財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関連業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とする。

(後 略)

<訂正後>

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債(2015)>

以下には、スタンダード・チャータード・ピーエルシー(以下「発行会社」という。)が発行するスタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債(2015)(以下「本社債」という。)について記載されている。また、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

| 銘 柄 | スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債(2015)(注1)(注2) | | |
|----------|---|-------------------|-----------|
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は 振替社債の総額 | 369億円 |
| 各社債の金額 | 1億円 | 発行価額の総額 | 369億円 |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率(%) | 年0.313% |
| 利払日 | 毎年6月5日および 12月5日 | 償還期限 | 2018年6月5日 |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | なし |
| 申込期間 | 2015年5月29日 | 払込期日 | 2015年6月5日 |
| 申込取扱場所 | 別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店 | | |

(中 略)

(注) (注3)、(注4)、(注5)、(注6)、(注7)および(注8)を全文削除しております。

(中 略)

引受人

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者 | | 引受金額 (百万円) | 元引受の条件 |
|-----------------------|-----------------------|---|--|
| 会社名 | 住所 | | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区 丸の内二丁目5番2号 | 共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。 | 本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2015年5月29日に調 印された元引受契約 に従って共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。 共同主幹事会社に対 して支払われる幹 事、引受けおよび販 売に係る手数料の合 計は、本社債の総額 の0.225%に相当す る金額である。 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区 日本橋一丁目9番1号 | | |
| SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区 丸の内三丁目3番1号 | | |
| (以下「共同主幹事会社」と総称する。) | | | |
| 合計 | | 36,900 | |

財務代理人とその職務

(中 略)

財務代理人の職務の内容

財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社および財務代理人の間の2015年5月29日付財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とする。

(中 略)

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債（2015）>

以下には、スタンダード・チャータード・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が発行するスタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債（2015）（以下「本社債」という。）について記載されている。また、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

| 銘 柄 | スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債（2015）(注1) (注2) | | |
|----------|--|-------------------|-----------|
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は 振替社債の総額 | 931億円 |
| 各社債の金額 | 1億円 | 発行価額の総額 | 931億円 |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率（%） | 年0.453% |
| 利払日 | 毎年6月5日および 12月5日 | 償還期限 | 2020年6月5日 |

| | | | |
|--------|----------------------------|-------|-----------|
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | なし |
| 申込期間 | 2015年5月29日 | 払込期日 | 2015年6月5日 |
| 申込取扱場所 | 別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店 | | |

(中略)

(注) (注3)、(注4)、(注5)、(注6)、(注7)および(注8)を全文削除しております。

(中略)

引受人

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者 | | 引受金額 (百万円) | 元引受の条件 |
|-----------------------|-----------------------|---|--|
| 会社名 | 住所 | | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区 丸の内二丁目5番2号 | 共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。 | 本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2015年5月29日に調 印された元引受契約 に従って共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。 共同主幹事会社に対 して支払われる幹 事、引受けおよび販 売に係る手数料の合 計は、本社債の総額 の0.325%に相当す る金額である。 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区 日本橋一丁目9番1号 | | |
| SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区 丸の内三丁目3番1号 | | |
| (以下「共同主幹事会社」と総称する。) | | | |
| 合計 | | 93,100 | |

財務代理人とその職務

(中略)

財務代理人の職務の内容

財務代理人は、本社債の要項(以下「社債の要項」という。)、発行会社および財務代理人の間の2015年5月29日付財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関連業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とする。

(中略)

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)>

以下には、スタンダード・チャータード・ピーエルシー(以下「発行会社」という。)が発行するスタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)(以下「本社債」という。)について記載されている。また、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

| | |
|----|---|
| 銘柄 | スタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)(注1)(注2) |
|----|---|

| | | | |
|----------|----------------------------|---------------|-----------|
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は振替社債の総額 | 200億円 |
| 各社債の金額 | 1億円 | 発行価額の総額 | 200億円 |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率(%) | 年1.043% |
| 利払日 | 毎年6月5日および12月5日 | 償還期限 | 2025年6月5日 |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | なし |
| 申込期間 | 2015年5月29日 | 払込期日 | 2015年6月5日 |
| 申込取扱場所 | 別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店 | | |

(中略)

(注) (注3)、(注4)、(注5)、(注6)、(注7)および(注8)を全文削除しております。

(中略)

引受人

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者 | | 引受金額 (百万円) | 元引受の条件 |
|-----------------------|-------------------|---|---|
| 会社名 | 住所 | | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。 | 本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2015年5月29日に調印された元引受契約に従って共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.35%に相当する金額である。 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | | |
| SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | | |
| (以下「共同主幹事会社」と総称する。) | | | |
| 合計 | | 20,000 | |

財務代理人とその職務

(中略)

財務代理人の職務の内容

財務代理人は、本社債の要項(以下「社債の要項」という。)、発行会社および財務代理人の間の2015年5月29日付財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機開業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とする。

(後略)

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---------------|-----------|----------|
| 150億円(予定)(注1) | (未定)(注2) | (未定)(注2) |

(注1) スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債(2015)、スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債(2015)およびスタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)の合計金額である。かかる金額は2015年5月下旬頃に決定される予定である。

(注2) 未定事項は、2015年5月下旬頃に決定される予定である。

<訂正後>

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|------------|--------------|------------------|
| 1,500億円(注) | 455,600,000円 | 149,544,400,000円 |

(注) スタンダード・チャータード・ピーエルシー第1回円貨社債(2015)、スタンダード・チャータード・ピーエルシー第2回円貨社債(2015)およびスタンダード・チャータード・ピーエルシー第3回円貨社債(2015)の合計金額である。